

韓国における乳幼児教育の現況と近年の育児政策

(李 基淑)

本研究の対象が居住する首都圏は、ソウルを中心に、仁川、水原、城南、議政府、安養、富川、光明等の衛星都市および半径70km以内の京畿道の19郡を含む広域大都市圏である。この地域では、全国土の面積の11.8%にあたる1万1,686km²に全人口の50%程度が居住しており、首都圏への人口集中が進んでいる。

中でもソウルの面積は朝鮮半島の0.28%(大韓民国の0.61%)にあたる605.25km²であるが、1394年より韓国の首都として、政治、経済、文化、教育、社会など、すべての面において圧倒的な地位を占めており、韓国のすべての力がソウルに集中しているといっても過言ではない。1960年代以降は、経済発展にともない都市化が進行し、通勤および居住地域は半径30km内の首都圏周辺に拡大を続けて巨大都市(Megalopolis)を形成した。ソウルの人口は2009年末と比較すると0.03%の増加で10,039,000人、人口密度は1km²あたり16,586.9人と高い値を示している。

韓国は急激な経済成長と民主化をとげ、IT産業の成長やインターネットの普及にともなって、社会、文化面においても急速に変化している。そのため、このような政治、経済、社会、文化における変化は人々の生活に直接的な影響を及ぼすだけでなく、幼児教育や保育政策、またそれぞれの現場にも多くの影響を及ぼしている。以下、このような変化について調査を試みた。

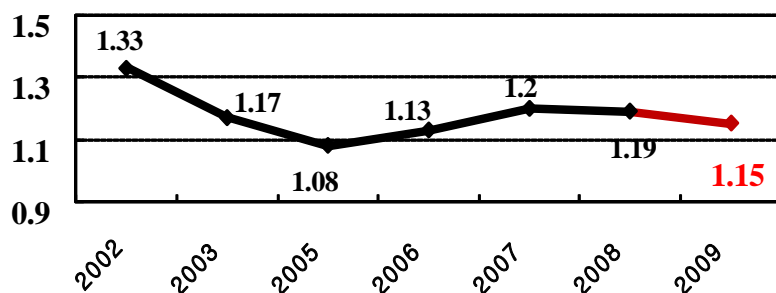
1. 社会文化的背景

1) 出生率低下による少子化現象

韓国は80年代以降出生数が減少の一途をたどっている。出生率は1992年の1.78人を境に年々減少を続け、2002年には1.33人、2005年には1.08人となり、2007年には1.25人とわずかに回復したものの、2009年には1.15人と再び減少に転じた。韓国の出生率は1970年から2007年の間に約3.34人減少したが、この出生率の低下速度は日本(0.76人減)等に比べても速く、2004年のドイツ(0.65人減)、イギリス(0.53人減)等と比べると著しく速いものであるといえる(統

計庁2010)。グラフ1は韓国の出生率の変化を表わしたものである。

〈グラフ1〉 出生率低下による少子化現象



このように少子化が進行した結果、子どもの養育問題は社会問題となっている。出生率低下の原因としては、子育てに対して多額の保育費や教育費がかかること、また、職場や家庭の環境が女性の出産や子育てに非常に厳しいものであることが指摘されている。

韓国は現在、少子化問題の解決を目指して、中央政府、地方自治体、民間団体のすべてが働く女性への支援と保育問題に関心を深めている状況である。政府は少子化問題解決のために、幼児教育や保育に関する基本補助金制度や多様な教育費、保育料支援政策を打ち立て、育児費用を支援している。

2) 韓国社会の家族構造および女性の就業率の上昇

現在、韓国社会では家族構造および価値観が急速に変化してきている。この30年間に韓国の家族形態において顕著に見られた変化としては、3世代の大家族が急激に減少し、夫婦と未婚の子ども中心の核家族が年々増加したという点である(ユ ヒジョン他、2006)。最近では離婚率の増加や単親家庭の増加で家族の養育機能はより低下している。2002年には47%であった離婚率は2003年には55%にまで増加し、2005年には41%を記録した。2009年現在、離婚者の総数は124,000人で前年に比べて6.4%増加した。離婚の増加は単親家庭の増加を意味し、これは、以前は両親が担っていた経済活動、家事および育児を1人の親が担わなければならなくなったということを意

味する。この結果、子どもの養育にも困難な状況が訪れている。

このような社会の変化の中で、女性の社会進出は活発化し、その就業率は過去に比べて増加してきている。この20年間、女性の経済活動人口は600万人(1985)から1,000万人(2006)となり、経済活動への参加率も1.9%(1985)から50.2%(2006)へと大きく増え続けている。(イオク他、2007)。これにともない、働く母親の比率もまた増加し続けている。

しかし、大韓民国の女性の経済活動への参加率は、ここ30年間増加し続けているとはいえ、OECD加盟国の平均女性経済活動参加率(2009年61.3%)には及ばず、未だ下位圏に留まっているのが実状である。2009年現在、韓国の女性の経済活動への参加率は49.2%であり、既婚女性の経済活動参加率は31.1%である。結婚と出産を控えた30代女性の就業率は54.2%で、20代(61.8%)や40代(65.4%)の就業率よりも低い値となっている(統計庁、2009)。このように女性の経済活動参加率は年代別に違いを示し、女性の経済活動参加人口は増え続けているにもかかわらず、経済活動増加率は典型的なM字曲線を示している。特に、子どもの出産および養育に専念する時期である30代はじめの女性が労働市場から離脱する傾向を見せており、女性の経済活動が全体的に活発になっているにもかかわらず、育児の負担は働く母親の経済活動を阻害する最も大きな要因となっていることがわかる。育児問題のために働くことができない女性に対して働きやすい条件を提供するために、女性の就業を妨げている子どもの養育問題を国家と社会がともに担うべきであるとする意識が高まってきた。その結果、子どもの養育の支援と保育の問題は社会的な論点となってきている。これは、従来の韓国社会においては伝統的に家族が担ってきた子どもの養育機能を、国家的レベルで捉えようとしているということを意味する。

これにともなって、働く母親の経済活動を後押しする政策的支援とともに、保育施設拡充に対する指摘が数多くなされ、中でも乳児を専門的に受け持つ機関、24時間体制の保育施設、職場の保育施設拡充などの整備が進められた。他にも、幼稚園においても8時間以上運営する終日制プログラムが活性化され、働く母親の子どもを長時間保育できる基盤が整備された。このように、働く母親の子ども養育負担を軽減できるよう、多方面から多様な方法を用いて、国家的レベルで支援する方案が整備されているところである。

3) 産休および育休制度の活性化

働く母親のための支援の必要性が叫ばれる中、政策面でも多様な支援策が整備されてきているが、最近では働く母親のために産休育休制度等の政策的支援が行われるようになった。育休制度は、満6才以下小学校就学前の子どもの養育のために1年以内で取ることができ、月100万ウォンを上限、50万ウォンを下限として出産前の賃金の40%が支給される制度である。産休制度では、妊娠中の女性が産前産後を通して90日間の母体保護休暇を取ることができ、また産後が45日以上となるよう義務づけられている。

〈表1〉産休および育休の現況

		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
産前産後休業者数		2	22,711	32,133	38,541	41,104	48,972	58,368	68,526	70,560	75,745
育休 業者数	合計	25	3,763	6,816	9,304	10,700	13,670	21,185	29,145	35,400	41,736
	女性	23	3,685	6,712	9,123	10,492	13,440	20,875	28,790	34,898	40,917
	男性	2	78	104	181	208	230	310	355	502	819

出典：労働部（2010）

表1に見られるように、2010年の育休者数は41,736人であり、2009年(35,400人)に比べ6,336人増加した。2002年の育休者数が3,763人であったことを考え合わせると、8年で10倍以上になったことになり、育休者は毎年大きく増加している。

育休は、1987年男女雇用平等法が改正された際に導入されたが、賃金保障等の支援がなく、有名無実な制度であった。しかし、2001年11月より雇用保険基金から育休中の給与が支給されることになり、本格的に利用者が現れ始めた。女性の育休者は2007年の20,875人から増加を続け、2010年には40,917人となり、初めて4万人を突破した。男性の育休者は2002年に78人、2010年には819人と年々増加しているが、2001年には2人であったことを考えると10年で400倍以上に増えたことになる。しかし、まだまだ男性の育休者数は極めて少なく、否定的な見方が多い。これは、育休後の職場復帰や適応の問題、またその後の出世に影響すること等のために、

男性が休職して全面的に育児に参加するにはまだまだ困難な実態があるためである。

4) 早期教育の過熱化

家庭の経済的水準が上がり、少子化が進むにつれて、子どもに対する親の教育熱が高まりを見せている。特に、政府が国家政策の方向として国際化、知識基盤社会への発展を強調したことにより、幼い子どもに対する親の英才教育、習い事や英語教育に対する関心が過熱し、社会問題化している。早期の特技教育は、幼稚園および保育施設の授業中あるいは授業が終わってからの放課後の特別活動という形でも行われ、他にも時間制の幼児教室、個別教育、文化センター等広範囲に行われている。

保健福祉家族部・育児政策開発センターが実施した「2009年度全国保育実態調査」によって、幼稚園や保育施設内において特別活動を行っている児童を調査した結果、特別活動を行っている児童は58.5%と、過半数を超える児童が1つ以上の特別活動を行っていることが明らかになった。これは2004年に行われた全国保育実態調査と比べ、特別活動を行っている児童数だけではなく、通っている特別活動の個数が増加した結果である。保育・教育機関で実施している特別活動について調べてみると、最も多く実施されている活動は英語の38.8%、ついで体育の23.1%、美術21.1%、教具プログラム16.1%、音楽15.7%と続いている。特に英語は2004年の21.4%から2009年の38.8%と急激に増加しており、親の外国語に対する関心の高まりを表わしている。

また、幼稚園や保育施設とは異なる時間制の幼児教室や個別教育について調査した結果、未就学児童全体の32.8%がそれらを利用していることがわかった。特に幼児においては半数以上(51.5%)が利用しており、幼児の私設教育の利用が一般化していることが窺われる。これらを類型別に調査してみると、個人指導、幼児教室、グループ指導の順に利用率が高いことがわかった。幼児は平均して1~2個の幼児教室に通っており、1日平均3.7時間程度、週あたりでは4.2日習い事をしていることがわかった(イ ユンジン、2009)

このような乳幼児期の早期特技教育に関連する私教育は、年々その規模が増大している。2008年現在、全国には70,213か所の幼児教室があり、最も多い地域は京畿道(16,566か所)、ソウル

(12,006 か所)で、この2地域の幼児教室の総数は全国の約41%を占めている(イ ユンジン他、2009)。2001年に8~9千億ウォンであった市場規模は、2008年現在、学習誌のような通信教育だけでも4兆4千億ウォンと推定され、英語教室の場合1992年の5.7%から2007年には59%と10倍に増加、学習誌を除く乳幼児の私教育費は6兆~10兆ウォンと推定される(教育科学技術部、2009)。

以上調査してきたように、韓国の乳幼児を対象とする早期特技教育は年々拡大を続けているが、乳幼児が通っている保育施設、幼稚園内でも相当数行われており、機関の正規教育にマイナスの影響を及ぼしている。また、全国幼稚園特別活動運営実態調査によると、私立幼稚園は国公立幼稚園よりも特別活動を実施する比率が高く、特別活動を義務的に選択させている場合も60%以上あった(キム ウンヨン、ジョ ヘジュ、キム ギョンミ、2009)。さらには、幼稚園や保育施設を利用する幼児だけでなく、それらを利用していない子どもたちを対象とする幼児教室の早期特技教育も盛んになってきており、韓国の早期特技教育は普遍化してきているとみなすことができよう。

このような傾向は先行研究からも窺われることができる。2002年に実施された研究でも、幼児の86%が家庭において既にハングル、算数、英語等の特技課外教育を受けていることが明らかになっている(イ ギスク他、2002b)。韓国の親達の高い教育熱は、幼児期そのものを楽しむことを目的とするのではなく、未来の競争社会に備えて幼児期を学習の準備期間として捉え、子どもたちを追い立てているものであるといえる(クオン ジョンユン、ジャン ヨンヒ、2007)。2005年度に実施されたベネッセの研究でも、韓国・中国・日本の3か国において、韓国は正規の教育以外の早期特技活動に最も多く取り組んでいた(イ ギスク他、2006)。このような傾向はここ数年継続して強まってきており、早期特技教育によって幼児にマイナスの影響を与えているだけでなく、家計にも大きな負担要因となっている。

2. 韓国の幼児教育と保育の現況

1) 幼児教育と保育の現況

韓国の幼児教育体制は教育人的資源部が管轄する幼稚園と、保健福祉部が管轄する保育施設とに2元化されているが、これに関連する政策の変化を調査することは幼児教育と保育に対する時代的な見方を検討することとなり、有意義であると思われる。まず、幼児教育と保育の法的根拠を調べてみると以下のようなになる。

幼稚園は教育科学技術部の管理・監督を受ける学校体制であり、幼児教育法に基づき運営されている。幼児教育法は初・中等教育法に含まれていたが、2004年1月に分離制定され、幼稚園のための根拠法となった。幼稚園は、この幼児教育法に基づいて満3歳から就学前の児童を対象に教育を行っており、現在国公立幼稚園と私立幼稚園とに区分されている。

〈表2〉 幼稚園の設立類型別機関数（2009）

	国立	公立	私立	合計
全国	3 (0.04)	4490 (53.62)	3880 (43.34)	8373 (100.0)
ソウル	0 (0.0)	138 (15.8%)	735 (84.2%)	873 (100.0)

出典：教育統計（2009）

保育施設は保健福祉部所属であり、1991年に制定された乳幼児教育法に基づいて運営されている。保育施設は子どもの家と呼ばれ、設立主体によって国公立、法人、民間、父母共同、家庭、職場保育施設等に区分される。0～6歳までの児童を対象とし、主に終日制（1日12時間以上）で運営されている。

〈表 3〉 保育施設設置の現況 (2009)

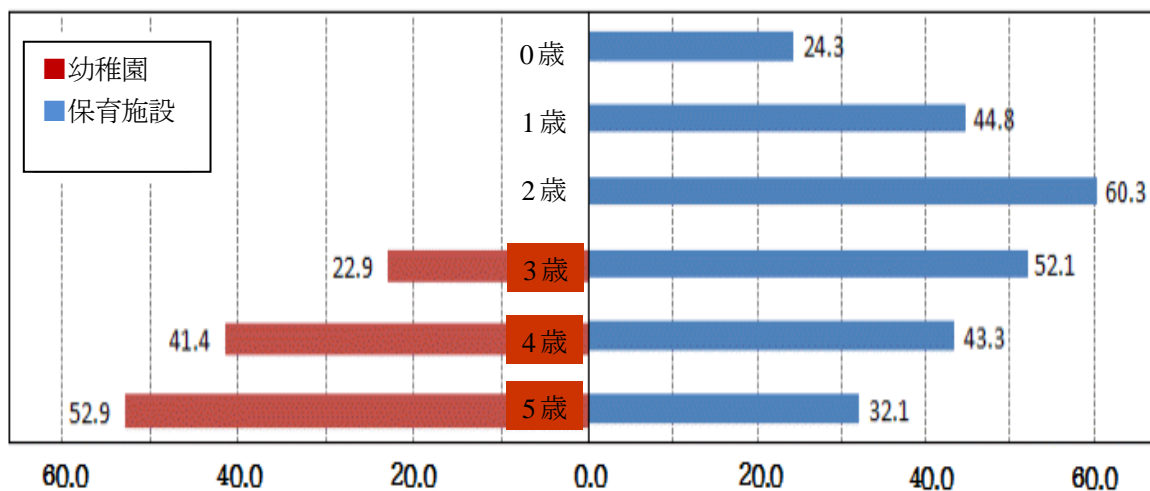
区分	国公立 保育施設	法人 保育施設	民間保育施設			父母共同 保育施設	家庭 保育施設	職場 保育施設	合計
			小計	法人外	民間個人				
全国	1,917 (5.5)	1,470 (4.1)	14,368 (40.4)	935 (2.6)	13,433 (37.8)	66 (0.2)	17,359 (48.8)	370 (1.0)	35,550 (100.0)
ソウル	626 (11.0)	44 (0.8)	2497 (43.9)	219 (3.8)	2278 (40.1)	17 (0.3)	2404 (42.3)	96 (1.7)	5684 (100.0)

出典：保育統計 (2009)

表 2、3 から明らかなように、韓国の幼稚園と保育施設は、数的には全国的に保育施設の方が圧倒的に多く、全体の 80.9%を占めており、幼稚園は 19.1%に留まっている(教育統計、2009；保育統計、2009)。ソウルでは保育施設の比率がより高く、全体の 86.7%を占めており、幼稚園は 13.3%に過ぎない。また、幼稚園、子どもの家ともに公立より私立の方が顕著に多く、幼稚園の 84.2%、保育施設の 86.5%が私立で、幼児教育の私立/民間依存度が高い傾向が表れている。ソウルでは 2009 年現在 873 か所の幼稚園に 79,704 人、5684 か所の保育施設に 193,723 人の児童が通っている。京畿、仁川等の首都圏も含めると、幼稚園 3,155 か所に 249,128 人、子どもの家 17,922 か所に 536,064 人の児童が通っている(教育統計年報、2009；保育統計、2009)。

グラフ 2 からわかるように、満 3 歳から 5 歳までの児童の施設利用率は、4 歳までは保育施設に通う児童が多く、5 歳では幼稚園に通う児童の比率が高い。年齢別に就園率を調べると、幼稚園は 2009 年現在満 3 歳で 22.9%、4 歳では 41.4%、5 歳 52.9%と決して高くはない。5 歳児だけが幼稚園、3、4 歳児では保育施設の方が高いのである。幼稚園の就園率の増加があまり見られない理由としては、保育施設への支援によって乳児および 3、4 歳の幼児の保育施設利用が増加し、また、5 歳児は英語教室等類似幼児教育機関へと移行するためと推測される。

〈グラフ2〉年齢別幼稚園および保育施設利用児童比率(%)



出典：教育統計年報（2009）、保育統計（2009）

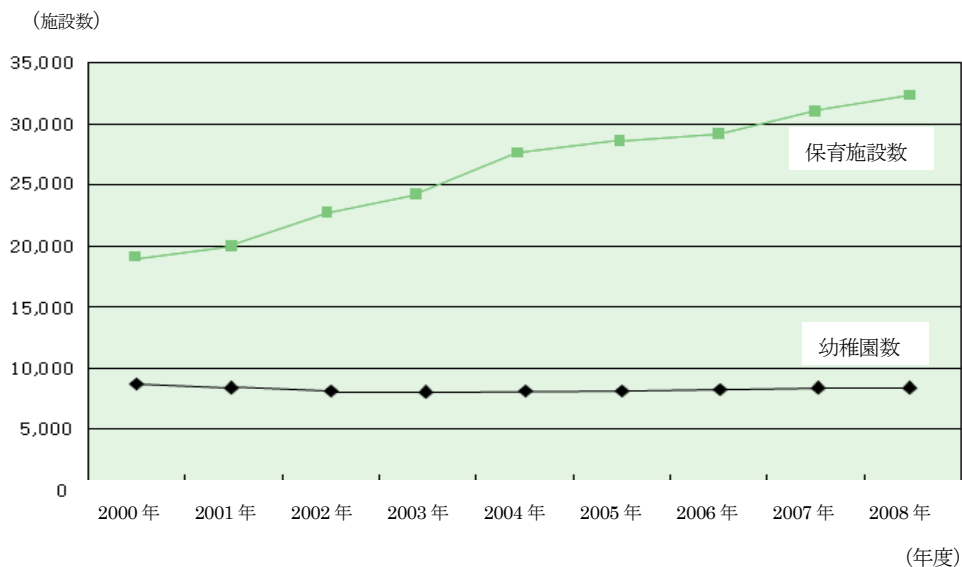
教育に重点をおいて運営してきた幼稚園と、幼児の健康と安全の観点からの長時間の保護に焦点をあててきた保育施設は、現在それぞれの役割の違いが少しずつ薄れてきている。幼稚園に関しては、終日制プログラムを運営する幼稚園がここ数年増加してきており、12時間以上運営するエデュケアプログラムの運営、幼稚園終日制プログラムの開発と普及、施設および設備等に多様な支援が行われてきている。また、2008年には幼稚園全体の95%が終日制プログラムを実施していることが明らかになっている（教育科学技術部、2008）。このような変化の中で、共稼ぎの家庭と働く母親の育児を支援するため、結果として幼稚園の機能が保育施設と実質的に似たものとなってきているのである。

2) 保育施設の拡大

少子化等の問題解消のため、2000年度以降国家的レベルで保育施設に対する重点的支援が行われてきた。グラフ3からもわかるように、全国の幼稚園の数が2000年で8,494園、2010年でも8,388園と足踏み状態であるのに対し、保育施設は2000年に全国19,276か所であったものが2009年には35,550か所と急増している（教育統計年報、2010；保育統計、2009）。また、その増加幅も、2000年は保育施設は幼稚園の約2.3倍であったのに対し、2010年度には約4.2倍となる勢

いを示している。

〈グラフ3〉 幼稚園と保育施設の数の変化の推移



出典: 育児政策開発センター(2009)、育児政策フォーラム第12号 p. 47

保育施設に通う児童の数は2009年12月現在1,175,049人であり、1997年に比べて2倍以上増加した。民間および家庭保育施設は2000年以降急激に増加し、2009年12月現在、国公立を除く法人、民間、家庭、職場保育施設は保育施設全体の94.6%を占めている。しかし職場の保育施設は依然1%に留まっているのが実状である(保育統計、2009)。

保育施設の量的拡大と合わせて、政策的後押しとなる予算の支援も拡大されてきている。子どもの家の幼児1人あたりの支援額は幼稚園児の1.5倍であり、その差は徐々に拡大している(教育科学技術部、2009)。

これとともに保育施設に対する政策的支援を窺い知ることのできる事例が、ソウル市が推進しているソウル型子どもの家である。ソウル型子どもの家は、一定の基準や条件を満たせば民間の施設であっても国公立保育施設に準ずる支援を行うというものである。ソウル市は2009年に初めてこの制度を導入した。これは国公立と民間の区分をなくし、利用者の観点から保育サービス

の水準を向上させようとしたものであり、ソウル型子どもの家にはソウル市の予算が従来にない規模で組み込まれることになった。

3. 乳幼児の教育と保育政策の経過および最近の動向

1) 政府の政策の変化

ここで、育児に関連するさまざまな問題を解決するために、韓国において政府レベルで行われてきた主な育児支援政策を検討してみる必要があるであろう。

(1) 第1次育児支援政策方案

2004年6月、大統領の諮問機関である「高齢化および未来社会委員会」が国政課題会議で「第1次育児支援政策方案」を報告した。これは、幼児教育と保育の統合的接近を図り、普遍的な育児支援プログラムを提供し、未来の人的資源を育成することを目指したものである。

(2) 全国保育・教育実態調査(2004)の実施

2004年、全国規模の総合的調査としては初めて実施された全国保育・教育実態調査は、今後の科学的な育児政策樹立のための基礎資料を収集する作業であり、その内容は2004年当時の韓国の保育と幼児教育の現況と実態に関する全般的な調査であった。

(3) 第2次育児支援政策方案の報告

2005年5月、高齢化および未来社会委員会は全国保育・教育実態調査をもとに総合的な育児支援政策方案を提示した。第2次育児支援政策方案は第1次育児支援政策方案の報告に続いて育児政策の方向を示し、具体的な支援の方式を確立した。

(4) 政府による第1次少子高齢化社会基本試案(セロマジプラン 2010)の発表

「第1次少子高齢化社会基本試案」は、2006年～2010年の少子高齢化社会に対する基本計画

である。「第1次少子高齢化社会基本試案」は家庭の子どもの養育負担を軽減するために児童数単位での導入が検討され、国公立保育施設を拡充することを主な内容としている。

(5) 第1次中長期保育計画(セッサクプラン)の発表

女性家族部が発表した「第1次中長期保育計画」は2006年から2010年までの育児政策5か年計画である。「第1次中長期保育計画」は「公の保育基盤の助成」、「親の育児負担の軽減」、「多様な保育サービスの提供」、「児童中心の保育環境作り」、「保育サービス管理体系の強化」を政策課題としている。これは、従来の消極的な保育政策を積極的なものに改め、低所得層の乳幼児中心であった政策を乳幼児全体へと拡大し、すべての乳幼児に保育サービスを提供するという考えへの転換を果たしたものである。

(6) 全国保育・教育実態調査(2009)の実施

保健福祉家族部と育児政策研究所が共同で管理したものであり、2004年に実施された全国保育・教育実態調査の後続研究として2009年に実施された。調査後「2009年全国保育実態調査世帯調査報告」が発表された。

(7) 教育科学技術部「幼児教育の先進化推進計画」の樹立

教育科学技術部は2009年12月8日、親の幼児の学費負担の軽減と先進的な幼児教育制度の構築によって質の高い幼児教育サービスを提供することを目指し、「幼児教育先進化推進計画」を発表した。これは、幼児にかかる学費負担の軽減、先進的な幼児教育制度の構築、未来志向的な教育課程の運営等5つの政策分野と25の核心課題から成っている。教育科学技術部は、幼児の学費支援を今年よりも大幅に増やす内容を持つ2011年学費支援計画を決定した。これにともない、2011年より満5歳児と同様3~4歳児も、幼稚園・保育施設を利用する際には、都市勤労者世帯平均所得の下位70%以下であれば学費の全額支援が受けられることとなった。

(8) 政府の第2次「少子高齢化社会5か年基本計画」（2011～2015年）

2010年9月10日、保健福祉部と教育科学技術部、雇用労働部等関連部署によって合同で準備されたこの基本計画案は、来年より2015年まで実施される。第1次基本計画(2006～2010年)が少子化問題を解決するために低所得層の保育費を支援するのに重点をおいていたのに対し、第2次基本計画ではこれを中産層にまで拡大し、仕事と家事の両立を図る共稼ぎ夫婦に対する支援を拡大することを中心課題としている。基本計画案によれば、育休中の給与の場合、現在の月50万ウォン支給という政策を改め、100万ウォンを限度として休職前の賃金の40%を支給することとし、育休時の健康保険料も軽減することとしている。第3子に対しては所得に関係なく保育料を全額負担し、来年出生する第2子からは高校の授業料も援助することとしている。

2) 育児費用支援政策

近年、幼児教育や保育に対する支援は、国家の人的資源開発ということだけでなく少子化対策の一環としても国家の主要政策課題となってきた。育児費用の支援としては保育施設および幼稚園費用の支援、農村漁村の子どもたちの保育・教育および育児費用の支援、養育手当等の現金支援、租税支援などがあるが、このうち最も大きな比重を占めているのが保育施設および幼稚園費用の支援である。政府は基本補助金制度および多様な教育費・保育料支援政策を通して育児費用を支援している。

□基本補助金制度

2004年度、政府は保育施設で最低水準の保育サービスを提供する際に必要となる費用である「標準保育費」を算出した。しかし、算出した「標準保育費」は、従来、親が保育施設に子どもを通わせながら負担してきた金額よりも高い水準であったため、政府は「標準保育費」と父母が負担してきた金額との差額を政府負担とすることにより、最小限の保育サービスを保障しようとした。

□低所得層の保育料・教育費の段階別支援

低所得層の保育料・教育費の段階別支援は、満 0 歳から 4 歳までの低所得層の児童に対して支給される。2011 年度には都市勤労者世帯平均所得の下位 70%以下に支援が行われた。これには、所得水準(5 段階)と年齢によって段階が設けられている。

□子ども 2 人以上の場合の保育料・教育費

子ども 2 人以上の場合の保育料・教育費は、都市勤労者世帯の月平均所得水準以下の世帯の子どものうち、子ども 2 人以上が幼稚園や保育施設を利用する場合に第 2 子以上の乳幼児に支給される。政府は支援の比率を毎年拡大し、長期的には所得水準に関係なく支援を行う方針である。

□満 5 歳児の保育料・教育費の無償化

小学校就学前の幼児に教育の機会均等を保障するために、都市勤労者世帯の月平均所得水準以下の子どもに月額 16 万 2 千ウォンが支給される。2011 年からは、満 5 歳児の保育料・教育費無償化によって、都市勤労者世帯平均所得の下位 70%以下の家庭の幼児に対して保育施設と幼稚園の学費支援が行われる。

以上を整理し、保育施設および幼稚園の保育料・教育費支援児童数を調べると表 4 のようになる。

〈表 4〉 保育施設および幼稚園の保育料・教育費支援児童数(2006)

区分	保育施設		幼稚園
	乳児	幼児	幼児
全体	223, 700 (63. 9%)	442, 943 (64. 2%)	317, 000 (58. 7%)
段階別支援	186, 655 (53. 3%)	277, 212 (56. 4%)	162, 000 (65. 2%)
子ども 2 人	37, 045 (10. 6%)	26, 700 (3. 9%)	10, 000 (1. 8%)
満 5 歳児	-	139, 031 (70. 0%)	145, 809 (50. 2%)

幼稚園と保育施設の支援内容をそれぞれ整理すると、次のようになる。

1) 保育施設の保育料支援

〈表 5〉 乳幼児保育料支援事業

事業名	事業内容
・ 段階別保育料 (0~4歳、基本保育料、 放課後を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 支援対象 <ul style="list-style-type: none"> - 都市勤労者世帯平均所得の下位70%以下 - 全額支援：都市勤労者世帯平均所得の50%以下
・ 満5歳児の保育料無償化	◦ 都市勤労者世帯平均所得の下位70%以下
・ 障害児の保育料無償化	◦ 満12歳以下の障害児 * 所得水準に関係なく支援
・ 子ども2人以上の保育料支援	◦ 都市勤労者世帯平均所得の下位70%以下、 保育施設を利用する第2子以上の児童への支援
・ 共稼ぎ世帯の保育料支援	◦ 夫婦の内低い方の所得の25%を控除すると、所得認定額が 下がり追加支援を受けることになる世帯

出典：保育計画(2010)

2) 幼稚園の学費支援

〈表6〉 幼稚園の学費支援の種類

事業名	事業内容
・ 満5歳児の教育費無償化	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 支援対象 - 都市勤労者世帯平均所得の下位70%以下 - 国公立：月 59,000 ウォン - 私立：月 177,000 ウォン
・ 満3、4歳児の教育費支援	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 支援対象 - 都市勤労者世帯平均所得の下位70%以下 - 国公立：月 59,000 ウォン - 私立：月 177,000 ウォン
・ 共稼ぎ世帯の教育費支援	◦ 共稼ぎ世帯で、両親の所得合計額の25%を控除して所得認定額を算定すると、所得認定額が所得下位70%に該当する所得認定額以下になる世帯の幼児
・ 多文化家庭の幼児支援	◦ 多文化家庭の幼児に対して所得水準に関係なく支援
・ 難民認定の幼児支援	◦ 難民認定の幼児に対して所得水準に関係なく支援
・ 終日クラス利用費支援	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 学費支援対象幼児が終日クラスを利用する場合の支援 - 国公立：30,000 ウォン - 私立：50,000 ウォン

3) 家庭内養育支援および共稼ぎ夫婦支援制度

共稼ぎ世帯および単親家庭の増加により、過去のような家庭での養育が困難になった社会的状況を鑑みて、多様な家庭内養育支援方案と共稼ぎ夫婦支援制度が実施されている。

□子育てサポート事業

満12才以下の働く母親の子どもを対象に、子育てヘルパーが児童の家へ行きサービスを提供する事業である。生後3か月から12か月の乳児を対象にする乳児終日サービスは月120～200時

間以内で利用でき、0歳から満12歳までの児童を対象とする緊急時および一時サービスは年480時間以内で利用が可能である。女性家族部は2007年4月から事業を開始し、現在全国232地域の機関で所得水準に基づいてサービスを提供している。

妊産婦のための支援

健康保険加入者または被扶養者のうち妊娠中の者を対象として、出産前の診療費1人あたり30万ウォンが支給される。病院・医院や助産院以外で出産した場合でも25万ウォンが支給される。産婦へのヘルパーサービスとしては、低所得層家庭に対してヘルパーを2週間(12日間)派遣し、産婦の栄養管理、産後体操、新生児の世話の補助、新生児の健康管理、感染予防・管理等を支援する。

保育施設未利用乳幼児養育手当

保育施設を利用しない次上位階層(最低生活費120%以下)の児童に対して、2011年1月から支援期間を24か月から36か月へ、また支援金額を月額10万ウォンから10~20万ウォンに拡大して支援する。12か月未満は20万ウォン、24か月未満は15万ウォン、36か月未満は10万ウォンが支給される。

幼児の学費・保育料の支援

家庭の育児負担を軽減するために、幼稚園や保育施設を利用する幼児がいて都市勤労者世帯平均所得の下位70%以下までの家庭に対し、幼児の学費および保育料が支給される。幼稚園を利用する親には子どもお楽しみカード、保育施設を利用する親には子ども愛カードが発行され、支援額を受け取ることができる。

幼稚園終日制運用の拡大

主に半日制(3時間~5時間)で運営されてきた幼稚園において、共稼ぎ家庭の子どものために8

時間以上運営する終日制プログラムの導入が拡大され、全国的に90%以上の幼稚園で終日制プログラムが運営されている。ソウル市では、午前7時から午後8時までのエデュケア学級が運営され、エデュケア学級を運営する施設にはエデュケア運営補助費が支給される。また、幼児学費支援対象児は、終日制を利用する際は終日クラスの学費支援対象となり、学費支援が行われている。

4) 幼稚園・保育施設の質の管理のための評価制度

幼稚園と保育施設の質的水準を引き上げるため、評価制度が導入、実施されている。保育施設では、保育施設評価認証が2005年に初めてモデル運営されて以来、2009年12月現在で全国保育施設35,550か所のうち32,498か所(参加率91.4%)が評価認証に参加している。

幼稚園では、幼稚園評価制度が2007年にモデル運営され、2008年から2010年までの第1期が評価期限を迎えて、全国の幼稚園がこの評価に参加した。

保育施設では第2期評価が行われており、評価機関の名簿が公開され、親が保育施設を選択する際に重要な資料として利用されている。また、政府は評価認証を受けた子どもの家に限ってソウル型子どもの家として運営させ、多くの財政支援を行っている。このような評価体制は、幼稚園と保育施設の質的水準を管理し、機関の公共性と責務を強調しており、政府の財政支援の根拠として活用されている。

<参考文献>

クォン ジョンユン, ジャン ヨンヒ (2007). 母親の親としての能力と養育ストレスおよび幼児早期特技教育に対する認識との関係, 韓国家庭管理学会誌, 25(1), 87-99.

教育科学技術部 (2009). 幼児教育先進化推進計画.

キム ウンヨン, ジョ ヘジュ, キム ギョンミ (2009). 幼稚園の特別活動運営実態報告 (研究報告 2009-04), 育児政策開発センター.

保健福祉家族部 (2009). 保育統計.

- 保健福祉家族部・育児政策開発センター(2009)．2009年全国保育実態調査―世帯調査報告書．
- ユ ヒジョン, ソ ムンヒ, キム ジョンヘ, チェ ヘソン(2006)．保育政策の展望と課題に関する研究, 未来社会研究フォーラム叢書, 6(5)．情報通信政策研究院．
- イ ギスク, ジャン ヨンヒ, ジョン ミラ, ホン ヨンヒ(2002b)．家庭での幼児早期特技教育の現況と親の認識, 幼児教育研究, 22(3), 153-171．
- イ ギスク, ジョン ミラ, キム ヒョンジョン(2006)．韓国、中国、日本の幼児の日常生活に関する比較研究, 韓国心理学会誌, 12(5), 81-98．
- イ オク, ソ ムンヒ, ユ ヒジョン, ジャン ミョンリム, イ ミファ, キム ウンソル, シン ナリ, キム ウンヨン, イ ジョンウォン, イ ユンジン(2007)．育児先進国を目指した次期政府の育児政策課題, 育児政策開発センター．
- イ ユンジン(2009)．幼稚園, 保育施設未利用児童の幼児教室利用現況, 育児政策フォーラム, 12, 23-35．
- イ ユンジン, ムン ムギョン, キム ムンジョン, ヤン シネ(2009)．幼児教室の利用および運営の実態(研究報告 2009-09)．育児政策研究所．
- 統計庁(2007)．2007年社会統計調査結果：福祉、文化と余暇、所得と消費, p. 26．
- 統計庁(2009)．将来の人口推計．
- 統計庁(2010)．市道別将来の人口推計．
- 統計庁(2010)．人口動態統計調査．
- 韓国教育開発院(2010)．教育統計年報．